2024
1
NO.264

「税と暮らしを考える」広報誌

あおいろ

発行：一般社団法人
えどがわ青色申告会
＜北会館＞
江戸川区中央 1-2-18
TEL 03（3656）0621
FAX 03（3656）1104
＜南会館＞
江戸川区中葛西 4-19-8
TEL 03（5676）0751
FAX 03（5676）0753

Check!

決算相談前の準備は必須です！

決算までの流れを ＜＜会員必携＞＞※ でおさえよう！！

※当会で販売中の冊子（税込 500 円）。記帳や決算に役立つ基礎知識が身につきます。

窓口で販売中！
青色申告会員必携

【決算までの流れ】

決算まで当会の相談員と相談しながら準備をしましょう！！

✓	内　容	会員必携
1．帳簿の確認		
	「帳簿の記帳相談」（まだ帳簿のチェックをしてない方）	P7
	青色専従者や従業員の源泉所得税の手続き	1/19 迄！
2．決算整理の準備		
	現金・預金の確認（現金残高、預金残高）	P8
	売上の確認（売上の計上忘れ、売掛の回収残高や翌年回収額）	P9
	前払や未払の確認（前払で翌年扱いになる費用）	P10-4
	事業外の収支の確認	P10-5
	減価償却の確認（固定資産台帳の記載内容）	P11-7
	棚卸資産の確認（商品の在庫の有り高）	P22-2
	自家消費の確認（商品から自家消費分の有無）	P10-5
	家事按分の確認（事業用と個人用（自家）で共通する経費）	P10-6
	付随的な収入の確認（保険金、補助金、給付金）	P10-5
	繰延資産の確認（開業費、創立費など）	P17-ク
3．帳簿の完成	※1/19 まで⇒それぞれの項目の合計額を決算書の下書きへ記載します	
4．その他	※税務署でご相談下さい。	
	「1 年目の住宅借入金控除の申告相談」	
	個人の資産を売却された方（土地、建物、株などの譲渡）	
5．決算相談当日の持ち物		
当日、持参するもの	「決算相談の下書き」の作成	全員
当日、持参するもの	「所得税 確定申告書の下書き」の作成	全員
当日、持参するもの	従業員・アルバイト、パートの方の年末調整の「源泉徴収簿」または「源泉徴収票」	
当日、持参するもの	事業収入以外の「源泉徴収票」（給与、年金）、「支払調書」	P49-2
当日、持参するもの	事業収入で報酬等がある場合の「支払調書」	P49-2
当日、持参するもの	各種保険の「控除証明書」	P37～40
当日、持参するもの	各種保険の控除証明書不要の支払い金額	
当日、持参するもの	寄付金の「領収書」	P46
当日、持参するもの	「医療費明細」の作成と「医療費のおしらせ通知」	P43
当日、持参するもの	「住宅ローン年末残高証明書」、「住宅借入金等特別控除申告書」	P48
当日、持参するもの	上記以外の所得、控除等（仮決算相談で相談要）	
	確定申告のお知らせ（税務署から送付）と顔写真付マイナンバーカード 前年の決算書・確定申告書、認印、	全員
	「決算相談」	
6．決算終了		
7．	「消費税相談」	P54～

会員必携の該当ページに詳しい解説あり！！

決算を 1 回で終わらせるために…

1 月 19 日（金）迄に帳簿を完成させましょう。
※1 月中のご相談はお一人様一回限りとなります。

帳簿の確認が【重要】な理由

- 決算相談時には帳簿の内容確認は行いません。
- 決算相談はお一人 40 分間となります。帳簿が完成しないままご相談された場合は再相談となります。
- 消費税相談は決算相談とは別期間となります。青色アプリや決算相談時にご予約ください。

会員必携販売中！！

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えられましたことをお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウィルスの5類への変更に伴い、経済活動の状況も変化し観光スポットは以前の賑わいを取り戻しつつある一年となりました。会活動につきましても、令和5年4月より、江戸川区の青色申告会がひとつとなり、「えどがわ青色申告会」として、地域まつりへ参加し青色申告会のPR、各種説明会活動を行いました。

その中でも「消費税インボイス制度、記帳説明会」は多くの会員の皆様に参加いただきました。令和5年10月より始まったインボイス制度ですが、開始当初より記帳に関する問い合わせが多く、2割特例などの負担軽減措置が設けられたこともあり、関心度の高さが見受けられました。課税事業者や、登録事業者の方は所得税の手続きとは別に、消費税の手続きも必要になりますので、事務局へご相談をお願いいたします。

1月になりますと、電子帳簿保存法の「電子取引データの保存義務」も始まってまいります。制度の変化に対応できるよう会員の皆様へより一層のご案内、サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

結びに、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念致しまして新年の挨拶とさせていただきます。

えどがわ青色申告会
会長　小原　忠一

えどがわ青色申告会
会長　黒田　裕之

謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます。

会　長　小原　忠一
会　長　黒田　裕之
副会長　加藤三千夫
副会長　水野　征治
副会長　佐川　信夫
副会長　新井　盛重
副会長　松丸　廣
副会長　石川　活叶
副会長　鈴木　一
副会長　野崎　治夫
副会長　小野　眞理
理事・役員一同

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。令和6年の年頭に当たり、一般社団法人えどがわ青色申告会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、小原、黒田両会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から青色申告制度の普及・育成のほか、記帳指導やインボイス制度に係る説明会の開催など様々な活動に取り組まれておられます。これらの活動は、申告納税制度の発展と納税道義の高揚に大いに寄与するものであり、税務行政の適正かつ円滑な運営に必要不可欠なものであります。皆様方の活動に対する熱意とご尽力に対しまして心より感謝申し上げます。

まもなく、令和5年分の所得税等の確定申告の時期を迎えるところですが、貴会におかれましては、申告会場内に設置する「青色コーナー」へのご支援をいただくほか、女性部による「無料申告相談」へのご協力をいただくなど、税務署としましては、大変心強く感じているところでございます。引き続き税務行政の良き理解者として、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、税務行政に目を向けますと、国税庁では、「納税者の利便性の向上」及び「課税・徴収の効率化・高度化」並びに「事業者のデジタル化促進」を柱とする税務行政のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでおります。特に「事業者のデジタル化」を促進していく上では、貴会の方々との連携・協力が欠かせないものであります。

税務署といたしましても引き続き、税務手続の利便性向上の一層の推進に取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、自宅等からのe-Tax申告の更なる利用促進、キャッシュレス納付の利用拡大など税務手続のデジタル化の普及推進に対し、より一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人えどがわ青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

江戸川北税務署
署長　信本　努

江戸川南税務署
署長　佐藤　孝幸

令和５年度 納税表彰者 税務功労及び納税功労表彰

（敬称略・順不同）

～受賞おめでとうございます～

《江戸川北税務署長表彰》
河野 正勝・土田 正義・佐川 貞子・佐藤 美代子

《江戸川区長表彰》
石井 知昭・伊藤 肇・齋藤 勉・彦田 稔・戸村 元義

《江戸川北税務署長感謝状》
飯塚 秀雄・志田 正雄・宮下 雅金・内山 昌久

《東京都江戸川都税事務所長感謝状》
小野 眞理・中原 千枝子

《江戸川南税務署長感謝状》
原田 貴久江

年末調整は指導会へ！

会館により詳細が異なりますのでご注意ください

※12月28日（木）～1月4日（木）は冬季休館となります。

北会館		南会館
令和６年１月５日（金）	相談期間	令和６年１月５日（金）～17日（水）
9:00 ～ 16:00	相談時間	【午前】10:10・10:30・10:55・11:15 【午後】13:00・13:25・13:45・14:10・14:30・14:55
予約なしの先着順です	予約方法	※南会館 03-5676-0751へ電話／青色アプリ

＜南会館＞ １月の記帳指導会

※年末調整指導会とは異なります。

※必ずTEL（南会館）03-5676-0751へ事前予約をお願いします。

アプリからのご予約はできません

１月▶ 10日（水）・11日（木）・12日（金）
15日（月）・16日（火）

各日 ①9:45～ ②10:30～ ③11:15～
④13:00～⑤13:45～ ⑥14:30～

消費税相談について

・インボイス登録申請をされた方へ
・消費税の課税事業者の方へ

決算相談と別途消費税相談へのご来局が必要となります。お忘れなくご予約ください。

北会館

●消費税相談期間
令和６年 ３月18日（月）～29日（金）

●予約方法
青色アプリ ／決算相談後窓口

南会館

●消費税相談期間
令和６年 ３月21日（木）～28日（木）

●予約方法
決算相談時（※青色アプリ予約非対応）

江戸川都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和６年１月１日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和６年１月３１日（水）

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局　償却資産　検索

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用できます

eLTAX ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/　エルタックス　検索

1月の eLTAX 運用日時のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX １月の運用日時>

【１月の特別な運用日時（メンテナンス時間を除く）】

1/6（土）、1/7（日）　：　0時～24時　利用可
1/8（月・祝）　：　8時30分～24時　利用可
1/15（月）～1/31（水）：　0時～24時　利用可

【通常利用時間】

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAX ホームページ】https://www.eltax.lta.go.jp/　エルタックス　検索

<申告内容や納税についてのお問合せ>
【申告、申請・届出】　所管都税事務所の各税目担当班
【納税】　所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ（ https://www.e-tax.nta.go.jp/ ）をご覧ください。

eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

電子取引関係の保存方法をご確認ください

令和６年１月から電子データを
ルールに従って保存する対応が必要です。

電子取引関係特設サイト▶

紙面をご覧ください

第21回 ウチのペット紹介

投稿募集中！

江戸川区松江 S.O

▶渚（なぎさ）2歳半 ♀

甘えん坊さん、今がお転婆ざかり、元気があまって走り回っています。優しい笑顔がチャームポイントです。

みなさんのご自慢のペットをご紹介ください。
電話03-3656-0621
担当　種部（たねべ）

ワンちゃん、ネコちゃんはもちろん、どんなペットでも歓迎です♪

▶▶事務局カレンダー

1 月　5 日	年始相談開始 年末調整指導会（北会館）
1 月　5 日～17 日	年末調整指導会（南会館）
1 月 10 日～12 日・15 日～16 日	記帳指導会（南会館）
1 月　18 日	執行理事会・理事会
1 月　19 日	記帳相談最終日
1 月　22 日～3 月　14 日	決算相談期間

資産の売却・収用や住宅ローン控除（初年度）がある方へ

決算相談前に事前に所轄税務署でご相談ください。
また、資産の売却等がある方で 65 万円の青色申告特別控除を予定されている方は、**マイナンバーカード**が必要になります。事前にご相談ください。

当会 HP『決算相談資料』コーナーをご利用ください

HP で決算に必要な書類を**ダウンロード**できます！

『決算相談資料』コーナーへ！

ダウンロードできるもの（一例）
- 決算予約案内関係
- 決算書の下書き
- 医療費控除の明細書
- **家事按分表**